# お仕事備忘録

**WORK REMINDER** 

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

#### 01 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎 月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

#### 02 個人住民税の納期の特例



給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をして承認を受けることで毎月納入する特別徴収税額について納期の特例が受けられます。納入期限は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

### 03 労働保険の年度更新



労働保険の年度更新時期です。7月11日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。なお、特定法人(資本金が1億円超の会社等)は、労働保険申告書を電子申請で提出することが義務付けられています。

### 04 賞与支払届の提出



賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金 事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。

なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。

# 05 障害者、高年齢者雇用状況の確認



障害者及び高年齢者の雇用状況報告書(6月1日現在)を提出します。提出期限は7月15日までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。

## 06 改正公益通報者保護法の施行



6月1日より改正公益通報者保護法が施行され、保護される人や通報対象事実の範囲が拡大されます。また、従業員数が300 名を超える事業者には、内部通報に適切に対応するために必要な措置として、内部通報窓口の設置等が義務付けられます。

## 07 梅雨どきの対策



雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。

蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として次の点に気を配りましょう。

- ◆浸水などの災害対策の確認
- ◆湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆郵便物や輸送物の水ぬれ対策

- ◆降雨による自動車事故の防止
- ◆食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良箇所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。